

地域材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、大英産業株式会社（以下「甲」という。）、ウイング株式会社（以下「乙」という。）、株式会社伊万里木材市場（以下「丙」という。）、北九州市森林組合（以下「丁」という。）、北九州市（以下「戊」という。）は、北九州地域産木材（以下「地域材」という。）の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定（以下「本協定」という）を締結する。

1. 目的

本協定は、建築物木材利用促進構想のうち、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及び、乙、丙、丁の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙、丙、丁、戊が連携・協力することにより、甲、乙、丙、丁による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

（1）構想の内容

① 建築物における木材の利用の促進に関する構想（甲による構想）の内容

甲は、自社による建築物供給にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等を利用するにより、環境保全等のSDGsに貢献していく。

② 木材の利用の促進に関する構想（乙、丙、丁による構想）の内容

乙、丙、丁は、甲による建築物の木材利用を促進する為、地域材の安定供給等の協力をを行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

① 甲による構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲は、今後5年間に北九州地域に建設予定の建築物において、構造材等への地域材利用について不動産市場の情勢を踏まえ、商業上合理的と甲が認める範囲において段階的に利用を進めることを基本とし、5年間で計5,980m³の国産木材、うち計1,000m³の地域材を利用することに努める。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。
- ・甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙、丙と共にし、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。
- ・甲は、森林資源の循環利用のため、乙、丙、丁と連携して植林支援を行う。
- ・甲は、乙、丙、丁と連携して建築物における地域材の利用意義やメリットについて、ホームページや動画等で積極的に情報発信する。

② 乙、丙、丁による構想の達成に向けた取組の内容

- ・乙、丙は、甲による構想の実現にあたり、あらかじめ供給体制を整え、建設で求められる品質や量、合理的価格で合法伐採木材の供給を適時に行うよう努める。
- ・乙、丙、丁は、甲の建築物に利用した地域材の木質部材や供給体制の構築等の取組について、他社による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。
- ・乙、丙、丁は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して植林支援を行う。
- ・丁は、構想の達成に向け、北九州市内において素材生産活動に継続的に努めるとともに、地域森林の多面的機能を高めるため森林整備事業を推進する。

3. 戊による甲、乙、丙、丁の構想を達成するための支援

戊は、甲、乙、丙、丁の構想実現に向けて、甲、乙、丙、丁に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともにカーボンニュートラルの実現に向けて、甲、乙、丙、丁の本協定に基づく地域材利用の取組を情報発信する。

4. 構想の対象区域

北九州市及びその周辺地域

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和10年3月31日までとする。

6. その他

（1）実施状況の報告

甲、乙、丙、丁は、戊が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲、乙、丙、丁、戊は、本協定の内容を変更する必要が生じた場合、又は本協定で定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲、乙、丙、丁、戊は、他の協定者が本協定で定めた取組を実施しない場合、又は本協定で定めた内容を履行しない場合は、本協定を解除することができるものとする。

本協定を証するため、協定書を5通作成し、甲、乙、丙、丁、戊が押印の上、各自その一通を保管する。

令和4年12月26日

甲 大英産業株式会社 代表取締役 一ノ瀬 謙二

乙 ウイング株式会社 代表取締役社長 倉田 俊行

丙 株式会社伊万里木材市場 代表取締役社長 林 雅文

丁 北九州市森林組合 代表理事組合長 森元 義男

戊 北九州市長 北橋 健治